

## F A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機の飛来に対する意見書

6月25日から8月上旬にかけて、米海兵隊岩国基地所属のF A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機12機が、通常訓練のため嘉手納基地に一時移駐するとの連絡を受けた。

同機の一時移駐は、先月5月7日から6月中旬にかけて移駐したばかりである。また、同戦闘攻撃機が嘉手納基地に配備中、殺傷能力が高く世界的に禁止が進むクラスター爆弾を使用しているとの訓練も実施しているとみられ、一歩間違えれば、大惨事になりかねない事故等も懸念され、嘉手納基地周辺住民は強い憤りを覚える。

同基地には、5月末から米ニューメキシコ州ホマロン空軍基地所属のF 2 2 A ラプター戦闘機12機が、約4か月間の長期にわたり移駐している中、再びF A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機12機が飛来し訓練を行えば、新たな騒音被害が増大するのは明らかである。

嘉手納基地所属の戦闘機の訓練移転は、日米再編協議で合意されたが現状は外来機の飛来等で騒音被害は増大している。今回の飛来訓練は、嘉手納基地の恒常的な負担を強いるもので断じて容認できるものではない。

よって、北谷町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から、度重なる外来機の飛来、訓練に対し強く抗議するとともに、関係機関に下記の事項を速やかに実施するよう強く要請する。

### 記

- 1 いかなる理由にせよ、外来機の飛来や訓練を止めること。
- 2 大量殺傷兵器（クラスター爆弾）の使用を止め、即時撤去すること。
- 3 外来機の飛来状況や訓練の内容を速やかに公表すること。
- 4 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年7月1日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長